

[第2版] 該当ページ	[第2版] 記載内容	改正（施行）後変更内容	施行日
37	<p>・また、発注者から直接請け負う1件の工事について、下請代金の額が4,000万円以上（建築一式工事の場合6,000万円）以上となる下請契約を締結して施工しようとする場合は特定建設業許可が必要です。</p> <p>・また、一般建設業許可の場合は、下請代金の額に4,000万円（建築一式工事の場合6,000万円）未満という制限がありますが、受注する金額には制限がありません。受注した工事のほとんどを自社施工して、下請代金の額を4,000万円（建築一式工事の場合6,000万円）未満とすれば、一般建設業許可でも金額の大きい工事を受注することができます。</p>	<p>・また、発注者から直接請け負う1件の工事について、下請代金の額が4,500万円以上（建築一式工事の場合7,000万円）以上となる下請契約を締結して施工しようとする場合は特定建設業許可が必要です。</p> <p>・また、一般建設業許可の場合は、下請代金の額に4,500万円（建築一式工事の場合7,000万円）未満という制限がありますが、受注する金額には制限がありません。受注した工事のほとんどを自社施工して、下請代金の額を4,500万円（建築一式工事の場合7,000万円）未満とすれば、一般建設業許可でも金額の大きい工事を受注することができます。</p>	R5.1.1
38	<p>・▼一般建設業と特定建設業の違い（一般建設業） ※建設工事に係る一次下請との下請契約の総額4,000万円未満（2,500万円+400万円）</p> <p>・▼一般建設業と特定建設業の違い（特定建設業） 一時下請B請負額1,100万円 ※建設工事に係る一次下請との下請契約の総額4,000万円以上（2,500万円+1,100万円+400万円）</p> <p>・特定建設業許可が必要か否かは、下請代金の総額が4,000万円（建築一式工事の場合6,000万円）以上になるかどうかで判断しますが、その下請代金には消費税及び地方消費税を含めて判断することになります。</p> <p>・▼建設業許可事務ガイドライン 発注者から直接請け負う一件の建設工事につき、元請負人が4,000万円（建築一式工事にあつては6,000万円）以上の工事を下請施工させようとする時の4,000万円には、元請負人が提供する材料等の価格は含まない。</p>	<p>・▼一般建設業と特定建設業の違い（一般建設業） ※建設工事に係る一次下請との下請契約の総額4,500万円未満（2,500万円+400万円）</p> <p>・▼一般建設業と特定建設業の違い（特定建設業） 一時下請B請負額1,600万円 ※建設工事に係る一次下請との下請契約の総額4,500万円以上（2,500万円+1,600万円+400万円）</p> <p>・特定建設業許可が必要か否かは、下請代金の総額が4,500万円（建築一式工事の場合7,000万円）以上になるかどうかで判断しますが、その下請代金には消費税及び地方消費税を含めて判断することになります。</p> <p>・▼建設業許可事務ガイドライン 発注者から直接請け負う一件の建設工事につき、元請負人が4,500万円（建築一式工事にあつては7,000万円）以上の工事を下請施工させようとする時の4,500万円には、元請負人が提供する材料等の価格は含まない。</p>	R5.1.1
39	<p>・一般建設業者が、特定建設業許可が無いのに4,000万円（建築一式工事の場合6,000万円）以上の下請契約を締結してしまった場合、建設業法違反で罰則が科される可能性があります。</p>	<p>・一般建設業者が、特定建設業許可が無いのに4,500万円（建築一式工事の場合7,000万円）以上の下請契約を締結してしまった場合、建設業法違反で罰則が科される可能性があります。</p>	R5.1.1
201	<p>・▼主任技術者・監理技術者に求められる資格一覧 4,000万円以上 4,000万円未満 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であつて、請負金額が3,500万円以上となる工事 ※1：建築一式工事の場合6,000万円 ※2：建築一式工事の場合7,000万円</p>	<p>・▼主任技術者・監理技術者に求められる資格一覧 4,500万円以上 4,500万円未満 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であつて、請負金額が4,000万円以上となる工事 ※1：建築一式工事の場合7,000万円 ※2：建築一式工事の場合8,000万円</p>	R5.1.1
202	<p>・建設業者は、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となる場合には、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければなりません。</p>	<p>・建設業者は、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合には、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければなりません。</p>	R5.1.1
204	<p>・公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事とは、次のいずれかに該当する建設工事で、工事一件の請負代金の額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上のものをいいます。</p>	<p>・公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事とは、次のいずれかに該当する建設工事で、工事一件の請負代金の額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上のものをいいます。</p>	R5.1.1
208	<p>・▼現場技術者の配置例 A社+B社+C社\geq4,000（建築：6,000）万円 → 監理技術者 A社+B社+C社<4,000（建築：6,000）万円 → 主任技術者</p>	<p>・▼現場技術者の配置例 A社+B社+C社\geq4,500（建築：7,000）万円 → 監理技術者 A社+B社+C社<4,500（建築：7,000）万円 → 主任技術者</p>	R5.1.1
210	<p>・▼主任技術者・監理技術者に求められる資格一覧 4,000万円以上 4,000万円未満 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であつて、請負金額が3,500万円以上となる工事 ※1：建築一式工事の場合6,000万円 ※2：建築一式工事の場合7,000万円</p>	<p>・▼主任技術者・監理技術者に求められる資格一覧 4,500万円以上 4,500万円未満 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であつて、請負金額が4,000万円以上となる工事 ※1：建築一式工事の場合7,000万円 ※2：建築一式工事の場合8,000万円</p>	R5.1.1
217	<p>・なお、複数工事に係る下請金額の合計を4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要で、工事現場には主任技術者ではなく監理技術者を設置することになりますので、注意が必要です。</p> <p>・②下請契約の請負代金の額 3,500万円未満</p>	<p>・なお、複数工事に係る下請金額の合計を4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要で、工事現場には主任技術者ではなく監理技術者を設置することになりますので、注意が必要です。</p> <p>・②下請契約の請負代金の額 4,000万円未満</p>	R5.1.1

235~237	<p>・①下請代金の総額が4,000万円（建築一式工事の場合6,000万円）未満の場合 全ての構成員が主任技術者を設置します。 なお、発注者から請け負った建設工事の請負代金の額が3,500万円（建築一式工事の場合7,000万円）以上の場合は、全ての主任技術者が当該工事に専任する必要があります。</p> <p>・②下請代金の総額が4,000万円（建築一式工事の場合6,000万円）以上の場合 ・①分担工事に係る下請代金の総額が4,000万円（建築一式工事の場合6,000万円）未満の場合 全ての構成員が主任技術者を設置します。 なお、分担工事に係る請負代金の額が3,500万円（建築一式工事の場合7,000万円）以上の場合は、設置された主任技術者は専任する必要があります。</p> <p>・②分担工事に係る下請代金の総額が4,000万円（建築一式工事の場合6,000万円）以上の場合 分担工事に係る下請代金の総額が4,000万円（建築一式工事の場合6,000万円）以上となった建設業者は監理技術者を、その他の建設業者は主任技術者を設置します。 なお、分担工事に係る請負代金の額が3,500万円（建築一式工事の場合7,000万円）以上の場合は、設置された監理技術者・主任技術者は専任する必要があります。</p>	<p>・①下請代金の総額が4,500万円（建築一式工事の場合7,000万円）未満の場合 全ての構成員が主任技術者を設置します。 なお、発注者から請け負った建設工事の請負代金の額が4,000万円（建築一式工事の場合8,000万円）以上の場合は、全ての主任技術者が当該工事に専任する必要があります。</p> <p>・②下請代金の総額が4,500万円（建築一式工事の場合7,000万円）以上の場合 ・①分担工事に係る下請代金の総額が4,500万円（建築一式工事の場合7,000万円）未満の場合 全ての構成員が主任技術者を設置します。 なお、分担工事に係る請負代金の額が4,000万円（建築一式工事の場合8,000万円）以上の場合は、設置された主任技術者は専任する必要があります。</p> <p>・②分担工事に係る下請代金の総額が4,500万円（建築一式工事の場合7,000万円）以上の場合 分担工事に係る下請代金の総額が4,500万円（建築一式工事の場合7,000万円）以上となった建設業者は監理技術者を、その他の建設業者は主任技術者を設置します。 なお、分担工事に係る請負代金の額が4,000万円（建築一式工事の場合8,000万円）以上の場合は、設置された監理技術者・主任技術者は専任する必要があります。</p>	R5.1.1
239	<p>・当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が4,000万円（建築一式工事の場合6,000万円）以上となった場合、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者から監理技術者へ交代しなければなりません。</p>	<p>・当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が4,500万円（建築一式工事の場合7,000万円）以上となった場合、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者から監理技術者へ交代しなければなりません。</p>	R5.1.1
247	<p>・建設業者は、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合6,000万円）以上となる場合には、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、監理技術者を置かなければなりません。</p>	<p>・建設業者は、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合7,000万円）以上となる場合には、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、監理技術者を置かなければなりません。</p>	R5.1.1
259	<p>・発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その工事を施工するために締結した下請契約の総額が4,000万円（建築一式工事の場合6,000万円）以上になる場合、施工体制台帳の作成が義務付けられています。</p> <p>・▼施工体制台帳の作成対象工事 ②民間工事の場合は、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の総額が4,000万円（建築一式工事の場合6,000万円）以上となったとき</p>	<p>・発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その工事を施工するために締結した下請契約の総額が4,500万円（建築一式工事の場合7,000万円）以上になる場合、施工体制台帳の作成が義務付けられています。</p> <p>・▼施工体制台帳の作成対象工事 ②民間工事の場合は、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の総額が4,500万円（建築一式工事の場合7,000万円）以上となったとき</p>	R5.1.1
328	<p>・▼建設業法違反による罰則 特定建設業許可がないにも関わらず、元請業者となり、4,000万円（建築一式工事の場合6,000万円）以上となる下請契約を締結した場合</p>	<p>・▼建設業法違反による罰則 特定建設業許可がないにも関わらず、元請業者となり、4,500万円（建築一式工事の場合7,000万円）以上となる下請契約を締結した場合</p>	R5.1.1